

# 環境の取り組みの成果として

## 「環境首都創造 自治体全国フォーラム 2011in 新城」の開催

新城市は、「持続可能な地域社会を創る 日本の環境首都コンテスト」（主催：環境首都コンテスト全国ネットワーク）が始まった初回（平成13年・2001年）から、全回連続で参加してきました（環境首都コンテストは全10回、2010年で終了）。この全国フォーラムは、第1部がこれまでコンテストに参加してきた自治体の首長と環境NGO、学識者が膝をつきあわせて環境政策について議論するもの（市区町村長と環境NGOによるディスカッション・クロウドフォーラム）で、第2部が全国の自治体が取り組む環境先進事例の報告会（一般にも開放-オープンフォーラム）です。

## ～～「環境首都創造 自治体全国フォーラム2011in新城」概要～～

### ◆フォーラムの趣旨（抜粋）

今回のフォーラムでは、「NGO・自治体・専門家の戦略的協働ネットワークですすめる環境首都・持続可能で豊かな社会づくり」を全体の軸となるテーマに設定し、その中からサブテーマとして、①「再生可能エネルギーの飛躍的拡大と省エネルギー社会の構築、地域のエネルギー戦略政策」、②「賑わいのあるエコロジカルなまちづくり」を採りあげ重点的に議論を行います。

①は、地域が主体的に再生可能エネルギーの選択・普及・拡大と、エネルギーを大量に必要としない社会を実現するための社会制度の改革、戦略的な政策、活動の具体化と、それを通じての地域経済の活性化と雇用促進について、②は、環境を大切にし、住み続けられるまちづくりの実現の視点から、まちの賑わいとアイデンティティの再構築、商業と観光業の活性化、交通政策、住宅政策などを横断的に展開するための社会システムと戦略的な政策、活動の具体化について議論します。

### ◆参加者

- 第1部 総参加者数：延べ179人 〈詳細〉 10月19日（水）参加者数 98人  
10月20日（木）参加者数 81人
- 第2部 総参加者数：約100人

### ◆第1部の主な参加者（敬称略）

#### 【自治体】

飯田市	市長	牧野光朗	多治見市	市長	古川雅典
掛川市	市長	松井三郎	安城市	市長	神谷 学
幸田町	副町長	成瀬 敦	生駒市	市長	山下 真
生駒市	副市長	小紫雅史	水俣市	副市長	田上和俊
新城市	市長	穂積亮次	新城市	副市長	矢野浩二
新城市	教育長	和田守功			

#### 【学識者】

豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 教授 大貝 彰  
龍谷大学 政策学部 教授 白石克孝

京都大学大学院 工学研究科 教授 中川 大  
京都大学大学院 地球環境学堂 教授 松下和夫

【NGO】

環境エネルギー政策研究所 所長 飯田哲也  
ふるさと環境市民 副代表 安藤多恵子  
中部リサイクル運動市民の会 共同代表 和喜田恵介  
未来の子 共同代表 大西康史  
くらしを見つめる会 代表 内田洋子  
環境ネットワークくまもと 副代表理事 原 育美  
環境ネットワークながさき塾 代表 宮原和明（長崎総合科学大学 名誉教授）

◆会場

新城文化会館（新城市字下川1番地1）

◆全体スケジュール

第1部『市区町村長と環境NGOによるディスカッション』

2011年10月19日（水）13：00～18：00

10月20日（木） 8：40～12：20

第2部『地域から日本を変える！ 自治体 環境先進事例 発表会』

2011年10月20日（木）13：30～16：40

〈第1部（1日目）『市区町村長と環境NGOによるディスカッション』〉

フォーラム第1部では、全体テーマ・サブテーマを設定し、先進事例紹介や学識者による論点整理等を織り交ぜながら、ディスカッションの時間をメインに構成されました。1日目には新城市長から「地域の主体性を大切にしたい、再生可能エネルギーの飛躍的拡大と低エネルギー社会実現に関する緊急提案（目標設定、政策パッケージ、情報開示）」が発表され、方向性について会場の同意を得ました。2日目には環境首都創造NGO全国ネットワークから「環境首都・持続可能で豊かな社会をめざす戦略的協働ネットワーク（仮称）結成の呼びかけ」が発表され、方向性について同意を得ました。

(1) 趣旨説明と課題提起

環境首都創造NGO全国ネットワーク 代表幹事 杵本育生 氏

(2) 参考事例の紹介・質疑

地域を再生可能エネルギーに拠点に「おひさま0円システム、おひさまファンド」  
おひさま進歩エネルギー株式会社 代表取締役 原 亮弘 氏

(3) ミニレクチャー・論点整理

地域主体の再生可能エネルギー普及への課題と実現戦略  
環境エネルギー政策研究所 所長 飯田哲也 氏

(4) 参考事例の紹介・質疑

省エネルギー社会を創る「市民節電所」の取り組み  
新城市 市長 穂積亮次

(5) 本日の議論・成果のまとめ

龍谷大学政策学部 教授 白石克孝 氏

## ■共同提言

地域の主体性を大切にしたい、再生可能エネルギーの飛躍的拡大と低エネルギー社会実現に関する緊急提案（目標設定、政策パッケージ、情報開示）  
新城市 市長 穂積亮次

## ■戦略的パートナーシップ取り組み報告

「環境首都コンテスト参加自治体とNGO等のネットワークによる人材の戦略的流動化」仕組みづくりの進捗状況  
飯田市 地球温暖化対策課 課長 飯島 剛 氏

〈第1部（2日目）『市区町村長と環境NGOによるディスカッション』〉

### (1) 趣旨説明と課題提起

環境首都創造NGO全国ネットワーク

### (2) ミニレクチャー・情報提供

- ・賑わいのあるまちづくりと交通政策  
京都大学大学院工学研究科低炭素都市圏政策ユニット 教授 中川 大 氏
- ・住み続けられるまちづくり、土地・住宅政策  
豊橋技術科学大学建築・都市システム学系 教授 大貝 彰 氏

## ■本日の議論・成果のまとめ

京都大学大学院地球環境学堂 教授 松下和夫 氏

## ■共同提案

環境首都・持続可能で豊かな社会をめざす戦略的協働ネットワーク（仮称）結成の呼びかけ  
環境首都創造NGO全国ネットワーク

〈第2部『地域から日本を変える！ 自治体 環境先進事例 発表会』〉

フォーラム第2部は、全国13の環境NGOでつくる「環境首都コンテスト全国ネットワーク」が2001年度から2010年度まで実施した「日本の環境首都コンテスト」で選出された668に及ぶ先進事例の中から6事例を選び、担当者による発表を通して情報・意見交流を図りました。また、フォーラム開催市として「Voices of しんしろ」の取り組みと成果について市民とともに発表しました。

## ■報告 新城市「Voices of しんしろ」の取り組みと成果について

発表者：新城市 企画課 本田貴久 氏  
新城市民・ボイスオブしんしろ参加者 伊東文弘 氏、夏目玉枝 氏、小島ヨウ子 氏

## ■先進事例の発表・意見交換（休憩、質疑含む）

発表事例・発表者

- ・水俣市（熊本県）「茶のみ場」環境との調和を一杯のお茶から  
発表者：水俣市 環境モデル都市推進課 主事 池崎翔子 氏
- ・飯田市（長野県）自然エネルギーと地域の経済循環で新しい公共の実現をめざす「おひさま0円システム」  
発表者：おひさま進歩エネルギー株式会社 代表取締役 原 亮弘 氏
- ・京丹後市（京都府）「路線バスの再生 運賃上限200円バスの取り組み」  
発表者：京丹後市 企画総務部企画政策課 主任 野木秀康 氏
- ・安城市（愛知県）「区画整理事業の仮移転住宅からはじまる「桜井エコタウン」

- 発表者：桜井まちづくり委員会コーディネーター 今村敏雄 氏  
 安城市 区画整理課桜井換地係 係長 土屋誠二 氏
- ・ 掛川市（静岡県）「市域の30%が協定を結んだ掛川市生涯学習まちづくり土地条例」  
 発表者：掛川市 生涯学習まちづくり課 課長 中山雅夫 氏
  - ・ 長岡京市（京都府）地域ぐるみの里山整備活動～西山森林整備と竹の再利用  
 発表者：長岡京市 環境政策監 猿渡幸男 氏



フォーラム会場では、新城の「地酒（純米大吟醸酒）」や「つくで手作り村の特産品」を展示即売しました。また、フェアトレード商品などの紹介も行いました。



各位

「人材の戦略的流動化」へ向けての行動の呼びかけ  
2009.11.24 「環境首都をめざす自治体 全国フォーラム in 安城」  
～2008年、飯田での提案を踏まえて～

飯田市長 牧野光朗  
環境首都コンテスト全国ネットワーク

温暖化ガスの「2020年までに1990年比で25%減」、「2050年までに自らの排出量の80%削減」という新たな野心的目標を日本が掲げました。

日本のみならず国際社会において低炭素社会の構築への急激な舵取りが急速に進んでいます。

このような低炭素社会そして持続可能な社会の構築のためには、社会の多様な主体であるNPO、大学、企業、自治体が、専門的な知識、経験のある人材を育成し、それぞれの特性を活かした力を高めていくことが基本です。

さらに、持続可能な社会の構築のためには、施策の統合化や、地域内外の多様な主体による協働が不可欠となります。そのため、施策全体の組み立てや調整には、総合的に施策をパッケージとして運用できる人材が、住民参画においては異なるセクターの人々の力を相乗的に引き出すコーディネートする人材が、必須となってきています。ただ、このような人材を各々ひとつの組織の中で育成していくには多大な時間が必要となります。

そこで、このような状況を打開し、NPO・大学・企業・自治体の各々の力を高め、さらにパートナーシップによる相乗効果を生み出していくために、フレキシブルな「人材の戦略的流動化」の新たな仕組みをつくり、それぞれの力を相互に補っていくことが必要になっていきます。

まず、この仕組み作りに賛同する自治体、NPO、大学等を募り「地域公共人材流動化のための準備会(仮称)」を立ち上げたいと考えます。なお、これは決して人材流動化の取り組みを義務化するものではありません。この準備会の中で具体的な検討作業を行う「検討会」を設置したいと考えます。

「検討会」は、自治体は集まりやすさも考慮して、第3回の戦略会議の開催地、中部地域の有志の自治体を、NPOは環境首都コンテスト全国ネットワーク参加NPOを基本として提案します。もちろん、この地域外の自治体、大学(教室)であっても積極的に「検討会」への参加をお願いします。

この仕組みには、人材の身分保障や負担など基本的な取り決めも必要です。さらには求められる人材像・業務・期間といった要件を明確にし、出す側・受ける側にとってもメリットがある制度が求められます。

最終的には「人材流動化センター」のような新たなネットワーク機関の構築が想定されますが、それぞれの主体の事務責任者レベルで、当面、無理のない仕組みづくりの検討を年内から始めたいと考えます。

この「検討メンバー」による検討結果を踏まえ、実施できる主体から、できれば、2010年度当初から、遅くとも2010年度中には、「人材の戦略的流動化」を具体的に動き出させたいと考えます。

ぜひ、この「人材の戦略的流動化」を進める仕組みづくりに、参加の意思表示をしていただけるよう、心より呼びかけます。

## 地域の主体性を大切にした、再生可能エネルギーの飛躍的拡大を

### ～日本社会への提案～

気候変動は、人類社会にとって、その生存がかかった大きな問題であり、待ったなしの対応が必要とされています。しかし従来の日本の対応は対症療法的な施策の羅列であり、京都議定書の約束さえ遵守できない状況でした。そのような中、再生可能エネルギーの促進も、欧州諸国に比べて非常に消極的なものであり、例えばかつて世界一であった太陽光発電の設置容量も、諸外国に追い抜かれ、引き離される状態になっていました。

鳩山政権の誕生により、温室効果ガス削減の中期目標として2020年で1990年比25%減が表明されたことは、このような状況を大きく転換するものといえます。それを実現する方策の主要なもののひとつとして、再生可能エネルギーの促進が掲げられたことも歓迎すべきことです。

気候変動による大きな脅威を未然に防ぐには、省エネルギー社会の構築とともに再生可能エネルギーの飛躍的促進が必要であると考えます。ただ、再生可能エネルギーは、それぞれの地域で利用可能な資源を利用するため、その促進には自治体、地域社会の主体的な参画が不可欠の要素であると考えますが、まだわが国においては、そのための社会的制度の構築や取り組みが進んでいない、と言わざるをえません。

そこで、私たち、持続可能な社会づくりに積極的に取り組む自治体及び環境NPOは、自らも積極的な取り組みを行うとともに、次に掲げる行動を日本社会に向けて提案します。

#### 1 地域の特性に合わせた目標設定と政策パッケージづくり

自治体は、地域の特性に応じた、また地域の特性を活かした再生可能エネルギー導入の目標値設定と、それを可能とする政策、行動パッケージを行政組織の横断的参画により策定すること。また、その策定過程においては、住民の主体的参画を保障すること。そして政府は、その策定に関して自治体の主体性を尊重する中で財政的、技術的支援を行うこと。

#### 2 環境政策の統合を実現する組織づくりと人づくり

気候変動を防止し、再生可能エネルギーを普及させるには、自治体はあらゆる施策に環境の視点を導入し、部署を超えた政策統合を実現する必要がある。このためには行政組織、予算策定過程の抜本的変革が必要である。

さらに、このような変革と政策の企画実施のため、自治体は専門性のある人材の育成に積極的に取り組むこと。また政府は、その育成及び確保のため自治体に対して必要な財政的支援を行うこと。

#### 3 情報の開示、収集と活用による様々な主体が参加できる仕組みと場づくり

多くの地域では、その地域の再生可能エネルギーについての情報は非常に少なく、それらを市民が手に入れ活用して協力していくことが難しい状況にある。

エネルギー事業者は地域のエネルギー使用量、太陽光発電等再生可能エネルギーの導入量データなど、自治体が再生可能エネルギー普及の戦略を立てる上での基礎となるデータを積極的に提供すること。

また自治体は、地域でのポテンシャルや活用度合いなどを「見える化」し、市民、NPO、自治体、地域の事業者等、様々な主体がそれをもとに連携した活動ができるように、情報整備と場づくりを行うこと。

#### **4 自治体間、地域における連携の促進**

自治体内での再生可能エネルギー推進と同時に、周辺自治体や異なる特性を持った自治体同士の連携により、一層効果的なノウハウの活用や施策展開が可能となる。自治体は、連携が促進されるような政策を実施すること。また政府は、このような連携が促進されるような政策を実施すること。

#### **5 自治体、NPOも参画して総合的な政策パッケージを**

政府は、これまでの再生可能エネルギーへの単純な補助金支給と普及啓発中心の政策を改め、自治体、NPOも参画する中で、再生可能エネルギー推進のための総合的な政策パッケージを策定し、実施に移すこと。

さらに政府及び電力事業者は、再生可能エネルギーの飛躍的拡大に対応した電力系統の整備を至急に行うこと。

#### **6 市民の主体的な参画、地域事業者の参画を**

最も重要なステークホルダーである市民が地域で再生可能エネルギーを選び、取り入れることが無理なくできる社会的制度を創ること。また政府は、地域事業者、自治体、住民と協働して再生可能エネルギー事業を実施するための金融優遇政策等を導入すること。

#### **7 地域と共生するための基準策定及び紛争処理制度の設置**

再生可能エネルギー事業は、その目的がゆえに地域との共生にも他の事業以上に配慮がなされなければならない。政府及び自治体は、大規模な再生可能エネルギー施設の設置にあたっては、その計画段階、設置段階、供与段階、廃棄・再資源化段階における環境基準を策定し、併せて検証可能なアセスメントを実施すること。

また、再生可能エネルギーの設置、供与等において、地域住民の健康保持や環境保全上の問題が生じた場合に、その解決に当たる調停委員会を設置するための法整備を政府は早急に行うこと。この調停委員会は、民主的運営、公開、当該自治体の参画が保障されるものであること。

## 提案元

【自治体（括弧内は市長、町長名）】2010. 2. 18 現在

北海道 ニセコ町（片山健也）	大阪府 交野市（中田仁公）
北海道 浜中町（長谷川徳幸）	兵庫県 加西市（中川暢三）
秋田県 能代市（齊藤滋宣）	奈良県 生駒市（山下 真）
山形県 遊佐町（時田博機）	愛媛県 内子町（稲本隆壽）
埼玉県 東松山市（坂本祐之輔）	高知県 梼原町（矢野富夫）
福井県 勝山市（山岸正裕）	熊本県 水俣市（宮本勝彬）
福井県 池田町（杉本博文）	熊本県 天草市（安田公寛）
長野県 飯田市（牧野光朗）	静岡県 掛川市（松井三郎）
岐阜県 多治見市（古川雅典）	山口県 宇部市（久保田きみ子）
愛知県 豊川市（山脇 実）	
愛知県 安城市（神谷 学）	
愛知県 新城市（穂積亮次）	
滋賀県 甲賀市（中嶋武嗣）	

## 【NGO】

### （提案団体）

環境エネルギー政策研究所	未来の子
FoE Japan	くらしを見つめる会
ふるさと環境市民	環境ネットワークくまもと
かながわ環境教育研究会	プラス・エコ
やまなしエコネットワーク	環境ネットワークながさき塾
中部リサイクル運動市民の会	
環境市民	
環境市民 東海事務所	

### （賛同団体）

水俣の暮らしを守る・みんなの会



## 地域からのグリーン・ニューディール、環境と経済の戦略化を ～日本社会への提言～

現在、私たち人類社会は「持続不可能」の危機に直面しています。気候変動、生物多様性の崩壊など、私たちの生存の基盤を危うくする地球規模の環境問題、世界的な人口爆発と食糧資源、水資源の将来的な絶対量不足、石油や鉱物資源などの枯渇、南北問題や各国内における貧富の格差の拡大など、非常に大きな問題が同時進行してきています。産業革命以降、私たちの社会の「豊かさ」を形作ってきた社会的、経済的システムそのもの、文明そのものの危機と言わざるをえません。

10年ほど前からスウェーデン、ドイツ等は環境と経済を両立化させ、持続可能な社会を構築することを、憲法を修正し戦略的に実行に移していました。さらに、一昨年のリーマンショック以来、世界経済の復興、社会の安定をもたらすのは「環境」であるという認識が大きく広がりました。

アメリカのオバマ大統領はグリーン・ニューディールを唱え、日本政府も同調しています。しかし国内における実際の政策はあまり変わらず、各種エコポイントやエコカー減税のような初歩的な取り組みにとどまっています。

雇用の創出や地域経済の活性化は、地域においても最大の課題の一つですが、これらと環境と結びつけた先進的な政策をすすめられている事例も徐々にあらわれています。環境と経済を結びつけ、社会の安定をもたらすためには、それに取り組む主体の広がり、地域の広がり、世代の広がりが不可欠です。ただ、中小企業、個人経営、第一次産業を中心とした地域経済は、まだまだ苦しく先行きも明るくありません。加えて、多くの地域社会では人口減少、地方財政の縮小も進んでいます。

しかし、このような状況はかえって環境、経済、社会の総合化をすすめ、持続可能な社会を形成するチャンスととらえることができます。ピンチをチャンスに変えていくには、自治体が自立性と専門性を高め、地域の特性を活かした戦略的な取り組みを住民参画ですすめるとともに、志を同じくする地域、NPO、事業者が協働していくことが必須です。

そこで、私たち、持続可能な社会づくりに積極的に取り組む自治体及び環境NPOは、自らも積極的な取り組みを行うとともに、次に掲げる行動を日本社会に向けて提案します

### 1 環境と経済の統合政策パッケージと行政の総合化、住民参画

自治体は、地域の特性を活かした持続可能な社会づくりをめざし、環境と経済の総合化を戦略的に実行する取り組みを実施すること。そのために自治体は、地域の経済団体、金融機関、企業、NPO等と情報と将来像の共有化を図り、地域社会の自立的発展と経済循環を実現する固有の産業政策を立案・実施する能力を高めること。また、計画策定、予算編成、事業実施、事業評価と見直しの各過程において、行政組織の横断的参画が必然となる仕組みづくりを行うこと。また、その各過程において、住民の主体的参画を保障すること。

### 2 環境適合型製産品、サービスの開発と普及、および協働化

自治体は、その域内及び近隣自治体と共同で、地域の特性に合わせて環境負荷の少ない農林水産品、工業製品、サービス等の認証、推奨する仕組みづくりを構築し積極的に展開すること。また、これら生産品・製品、サービスの開発に取り組む事業者、NPO等への支援、協働を積極的に行うこと。

さらに、これら生産品・製品、サービスの普及推進を自治体、NPO が協働ですすめること。

### 3 人材の育成と交流

自治体は、このような変革と政策の企画実施のため、NPO とも協働し、専門性のある人材の育成と活用に積極的に取り組むこと。

### 4 持続可能な社会づくりを国政の基本にすること及び地域主権の推進

政府は、上記の取り組みを各地で積極的にすすめられるよう、権限と財源の地方分権と関与撤廃を飛躍的にすすめること。また、自治体の主体性を尊重する中で、上記政策をすすめる財政的、技術的支援を行うこと

また、政府は国政の基本として、持続可能な社会づくりを据え、環境と経済の戦略的総合化を推し進めること。自治体、NPO は協働で政府に対して、これらをすすめるために必要な政策を提案すること。

#### ■備考

##### (1) 提案先予定

内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、国会に議席をもつ政党、全国マスメディア、地域マスメディア、自治体

##### (2) 提案元予定

賛同自治体（自治体名・首長名）、賛同 NPO

##### (補足)

内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、国会に議席をもつ政党については、この提言に賛成するかどうか回答を求めるようにする。意見がある場合には、その意見を出してもらうようにする。

また、全国市長会、全国町村会にも、このような提言を出していることを知らせる。

## リデュース、リユースに基づくゼロ・ウェイストのまちづくりを ～日本社会への提言～

廃棄物問題は、自治体にとっても住民にとっても、最も身近で、かつ重要な環境問題です。日本政府は循環型社会の形成を目的として法制度の整備を進め、自治体も率先的に分別リサイクル等に取り組み、この過程において住民の廃棄物問題への関心も高まりました。

しかし、まだわが国においては、個別法の法体系においても、実際の政策、施策においても、実態においても、3R（リデュース、リユース、リサイクル）のうちリサイクルのみが充実し、循環型社会形成推進基本法でより優先すべきとされているリデュース、リユースについては、依然不十分な取り組み状況となっています。結果として、廃棄物の大幅な削減には至らず、廃棄物問題は大きな課題として残っており、地球温暖化防止を妨げる要因にもなっています。また、リサイクル及び廃棄物処理は、自治体にとってはすでに大きな財政負担にもなっていますが、現在の法制度のままでは、自治体は将来においてその負担を担いきれなくなる恐れがあります。

このような状況を打開するためには、リデュース、リユースを進める社会制度や計画及びそれを具体化する政策、施策を積極的に整備、推進するとともに、その実施においては住民参画を進め、環境政策と経済政策を併せ、物の流れを変える、ゼロ・ウェイストのまちづくりを進める必要があると考えます。

そこで、私たち、持続可能な社会づくりに積極的に取り組む自治体及び環境 NPO は、自らも協働して積極的な取り組みを行うとともに、次に掲げる行動を日本社会に向けて提案します。

### 1 3R の優先順位の明確化とそれに基づく政策づくり

自治体は、自らの計画において、リデュース、リユースを最も優先することを明確に掲げるとともに、これに基づき、戦略的に政策、施策を実施すること。

計画には、リデュース、リユースに基づく社会経済システムが成立している姿を将来像として、全ての関係者が共有できるように具体的にわかりやすく掲げるとともに、それを実現するための施策と実施主体を、ロードマップや財政的根拠とともに明確に示すこと。また自治体は、政策、施策の立案にあたっては、地域の生活文化や産業構造の特性を考慮すること。

この計画策定や政策、施策の進行管理及び評価、見直しについては、住民や事業者とともにを行い、進捗状況を共有すること。

### 2 拡大生産者責任、排出者責任の明確化

政府は、リデュース、リユースを促す法制度を整備すること。

特に、容器包装材の分別リサイクルにおいて、自治体負担が大きく事業者負担が小さい現在の法体系を見直し、生産、流通、販売業者及び消費者のそれぞれにおいて、廃棄物削減の経済的インセンティブが働くよう、拡大生産者責任と排出者責任を徹底するものとする。

### 3 リデュース、リユースを進める社会制度の構築及び率先行動

自治体及び政府は、リデュース、リユースに基づく社会経済システムの成立を可能にする社会制度、仕組みを整備し、事業者はこれに協力すること。

自治体と政府は、例えば、リユース容器に入った飲料等のごみになりにくい製品やサービスが流通しやすい仕組みづくりや、不用品の交換や修理やレンタル等を行うことができる施設や制度

等を整備すること。さらに、公共施設や公共スペースにおける水飲み場の拡充整備、自らが会議等で用いる飲料は、リサイクルしかできない容器入りの物を使用せず、湯のみ、カップなどやリユース容器での提供を行うなど、率先垂範すること。

また、これらに係る情報を発信し、住民や事業者がリデュース、リユースに取り組む際に選べる選択肢を充実させること。事業者は、製品の情報開示等を進め、これらの社会制度、仕組みの整備に積極的に協力すること。

あわせて、廃棄物の有料化や、リデュース、リユースに取り組む者に対する補助制度の充実等を行い、廃棄物削減の経済的インセンティブが働く仕組みを整備すること。

#### **4 人材の育成と交流**

---

このような政策の企画実施のため、自治体は NPO とも協働し、専門性のある人材の育成と活用に積極的に取り組むこと。

#### **5 持続可能な社会づくりを国政の基本にすること及び地域主権の推進**

---

政府は、上記の取り組みを各地で積極的に進められるよう、権限と予算の地方分権を飛躍的に進めること。また、自治体の主体性を尊重する中で、上記政策を進める財政的、技術的支援を行うこと。

また、政府は国政の基本として、持続可能な社会づくりを据え、リデュース、リユースに基づく社会経済システムの構築を推し進めること。自治体、NPO は協働で政府に対して、これらを進めるために必要な政策を提案すること。

##### **■備考**

##### (1) 提案先予定

内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、国会に議席をもつ政党、全国マスメディア、地域マスメディア、自治体

##### (2) 提案元予定

賛同自治体（自治体名・首長名）、賛同 NPO

##### (補足)

内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、国会に議席をもつ政党については、この提言に賛成するかどうか回答を求めるようにする。意見がある場合には、その意見を出してもらうようにする。

また、全国市長会、全国町村会にも、このような提言を出していることを知らせる。

## 「水の域産域消」推進と容器入り飲料の使用削減に向けた自治体宣言

2010年11月

私たち自治体は、持続可能な社会づくりに向けた積極的な取組みの一環として、健全な水循環や水源保全およびCO2、ごみ、社会的なコスト削減の観点から、遠くから運ばれた容器入り飲料ではなく地域の水道水の価値を見直し、利用を推進していきます。

### 1) 水道水の見直しと利用推進

水道水の飲用推進に際し、環境保全の観点からも水道水の価値を見直し、利用を促進します。

### 2) 水飲み場の整備・管理

住民の水道水利用環境向上のため、公共施設や公共スペースには水飲み場を数、場所ともに使いやすいように整備し、適切に管理していきます。

### 3) 庁舎内や公共施設における容器入り飲料の調達見直し

会議等では、容器入り飲料は使用せず湯のみやグラスで飲み物を提供する、飲料自動販売機の設置を削減する、職員や関係者にもペットボトル、缶等の容器入り飲料の使用見直しを呼びかけるなど、自ら率先垂範します。

### 4) 官民連携による水道水推進と魅力あるまちづくり

公共的空間を有する事業者による水飲み場の設置を推奨、また飲食店等による水筒に水を入れられる給水サービスや水筒持参者への特典サービスの提供などを積極的に進め、飲料水にアクセスしやすい魅力ある街づくりを官民連携で推進します。

### 5) 市民や事業者への普及啓発

市民や事業者に対して、飲料用としての水道水利用の環境・社会的効果を啓発し、水の域産域消の自発的な行動を促します。

## <参加自治体>

秋田県 能代市、長野県 飯田市、愛知県 安城市、愛知県 碧南市、愛知県 新城市、三重県 桑名市、滋賀県 甲賀市、奈良県 生駒市、兵庫県 加西市、鳥取県 北栄町、山口県 宇部市、徳島県 上勝町、福岡県 大木町、大分県 日田市、熊本県 天草市、熊本県水俣市

(2011年3月1日現在、16自治体)

## <呼びかけ元> (2011年3月1日現在、順不同)

環境首都コンテスト全国ネットワーク、水Do! キャンペーン、宮本勝彬(水俣市長)、牧野光朗(飯田市長)、山下真(生駒市長)、中川暢三(加西市長)、穂積 亮次(新城市長)、中嶋武嗣(甲賀市長)、齊藤滋宣(能代市長)、禰宜田政信(碧南市長)、笠松 和(上勝市長)、松本 昭夫(北栄町長)、石川 潤一(大木町長)、佐藤陽一(日田市長)

## 気候変動問題に真摯に向き合い、地域主体の再生可能エネルギーの拡大と低エネルギー社会を実現するための日本政府への緊急提言

気候変動は、人類の生存さえかかった大きな問題であり、待ったなしの対応が必要とされています。この問題を真摯に受け止め、私たちは 2010 年に「地域の主体性を大切にしたい、再生可能エネルギーの飛躍的拡大～日本社会への提案～」を行い、その実現のために行動を続けてきました。

本年 9 月に国連の「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」が公表した第 5 次評価報告書第 1 作業部会報告書では、20 世紀半ば以降の気候変動の主因が人間活動である可能性を「極めて高い (95%以上)」とほぼ決定づけ、気候変動による甚大な被害を防止するためには、エネルギー政策をはじめとした、人間活動の根本的転換が必要であることを明確に示しました。実際に、日本においても、世界各地においても、酷暑、豪雨、干ばつ、竜巻などの異常気象が頻発し大きな被害が発生しています。ただ、残念なことに、国際社会においては京都議定書に代わる枠組みづくりについてさえ、国の利害対立が続きその目途はたっていません。

さらに、2011 年 3 月の東日本大地震とそれに起因する福島第 1 原子力発電所の事故によって、既存エネルギーシステムの脆弱性が明らかになり、エネルギーの在り方について大きな枠組みの転換が日本社会に求められています。私たちは、これに対しても 2011 年に「地域の主体性を大切にしたい、再生可能エネルギーの飛躍的拡大と低エネルギー社会実現に関する緊急提案」を行い、地域での行動をさらに進めてまいりました。

しかしながら、政府は温室効果ガス削減の 2020 年までの目標を、90 年比で実質増加という後退した数値を COP19 で示し、EU、小島嶼国連合や NGO 等から大きな批判を浴びました。また、未だに、再生可能エネルギー比率を飛躍的に高めることを念頭に置いた中長期目標値、及び国としての最終消費エネルギーを低減する目標値を設定していないように、気候変動問題に対応する根源的な政策転換がなされていません。

このような状況を受け、私たち環境首都創造ネットワークは、「環境首都創造全国フォーラム 2013 in 掛川」での議論に基づき、政府に対して次の提言をします。

記

1. 1 政府は気候変動問題に真摯に対応し、温室効果ガスを 2020 年までに 2005 年比 3.8% 減という後退した目標値を直ちに見直し、健全で恵み豊かな地球の環境を将来世代に継承していくという現在を生きる我々に課された責務をしっかりと果たすため、少なくとも 1990 年比で 2020 年に 25%減、2050 年に 80%減の削減目標を明確に示し、それを実現していく政策を構築すること。
2. 政府は、エネルギー政策を根本的に転換し、再生可能エネルギー比率を飛躍的に高めるために、その大胆な中長期目標値、及び最終消費エネルギーを低減する目標値を、早期に設定すること。
3. 政府は、地域が主体的にかつその特性に合わせた再生可能エネルギー推進及び低エネルギー型社会構造への転換をすすめられるように、これまでの啓発や補助金にとどまらない法的整備、社会システムの構築、財政誘導、人材育成サポートなどの政策を行うこと。

その政策の一環として、次のような具体的政策を直ちに講じること

(1)再生可能エネルギー固定価格買い取り価格を、再生可能エネルギーの飛躍的拡大を促すインセンティブが働くとともに、投資額に見合った投資回収可能な金額に設定すること。また地域の状況に対応した地域主体の再生可能エネルギー事業が促進されるような細やかな価格設定を行う

こと。

(2)太陽熱利用の普及、太陽光等の蓄電技術の推進のための具体的支援策を講じること

(3)発送電分離、送電網の公共的利用の拡大、電力事業への新規参入の障壁除去等、電力事業の抜本的構造改革を早急に進めること。

(4)地域主体で地域の公益につながる再生可能エネルギー導入の飛躍的拡大を保障するため、地域資源の地域の優先利用を市民の権利とする「地域環境権」の法的位置付けを明確にしていくこと。

(5)電気事業者等のエネルギー事業者が、地域のエネルギー使用量、太陽光発電等再生可能エネルギーの導入量データなど、自治体が再生可能エネルギー普及の戦略を立てる上での基礎となるデータを積極的に提供するように、政府はこれらの情報開示が早急になされるように必要な措置をとること。

4. 政府はこのような政策をすすめる過程において、自治体及び国民の参画を多様な手法で実現すること。

以上

2013年12月20日

環境首都創造ネットワーク

## 地域資源を活用した環境調和社会を創造し、持続可能な発展を求める国際社会を牽引しよう。～日本社会への提言～

全世界的な気候変動（地球温暖化）の進行、生物多様性の崩壊など、私たち人類の生存基盤及び社会経済の存立基盤を揺るがす脅威が深刻化しています。また国内において、集中豪雨の頻発にみられるような環境の劇的な変化とともに、社会的な課題として、全国的な少子高齢化や人口減少による経済社会の活力減退への懸念、地方から都市への人口流入による過疎化などが進行しています。このような課題を克服し、地球環境と共存した持続可能な社会発展を展望し、それをリードできる国づくり・地域づくりが、我が国に求められています。

これまで、私たち自治体では地域を活性化させ、環境と調和した持続可能で豊かな社会をつくるべく、地域の特性に応じた地球温暖化防止政策や再生可能エネルギーの利活用等に取り組んで来ました。また、社会的な課題に対しても様々な政策を実行し、世代から世代へ豊かで安全な暮らしをつないでいけるように努めてきました。

政府においても、地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指して、総理大臣を本部長とする「まち・ひと・しごと創生本部」が発足したところです。

こうした中、地域が活性化され、「住み続けたい、住み続けられる豊かで元気な地域づくり」を行うためには、さらなる地域力・住民力の強化、住民参画の促進、地域資源の活用により、持続可能な発展を続ける環境調和社会へと進化していく必要があります。

この環境調和社会の創造という大きな政策実現に向けた構造的な課題解決については、一自治体だけのチャレンジでなく、時には自治体同士が連携し合い、国、都道府県とも連携しながら様々な壁を突破していかなければなりません。こうしたブレイクスルーの連続と経験の蓄積が未来を拓き、やがて我が国を課題解決先進国として国際社会で信頼され尊ばれる地位へと押し上げるものと確信します。

私たちは、自ら市民・事業者と協働して持続可能で豊かな社会づくりに積極的に取り組む自治体及び環境 NPO として、次に掲げる行動を日本社会に向けて提案します。

### 1. 地域資源の活用及び環境と調和した自立型の循環社会の形成

地域住民と自治体は、自然環境を共に守り合い、育み合う調和のとれた関係の維持、発展に努めること。さらに、地域の資源はそれを守り育む地域により優先的に利用されるべきであるとの理念に基づき、地域が主体的にかつ優先的に地域資源や地域が生み出す再生可能エネルギー等を活用し、その社会的・経済的便益が地域内で自立的に拡大再生産できるような環境調和型の循環型社会の形成に努めること。

### 2. 地域住民参画の仕組み及び地域資源たる人材の育成

地域課題の解決に必要とされるのは、そこに暮らす住民であるからこそ持ち得る「主体性」であり、「明るい未来創造」への熱意である。そのため、地域住民と自治体は、社会の主人公をはぐくむ環境学習と ESD を多様かつ積極的に推進すること。また、自治体は、住民の思いや様々なアイデアを自由に交換できる場づくりを行うとともに、その思いを実現するため、柔軟な予算編成と、組織横断の政策統合を実現すること。さらに、構造的な課題を的確に捉え、幅広い政策分野に精通し、政策実施のための専門性のある人材の育成に努めること。

### 3. パートナーシップと自治体間のネットワークの強化

地域資源を活用した環境調和社会の創造に向けた活動においては、自治体と地域住民や専門性がある NGO・NPO とのパートナーシップによって相乗的な効果を生み出すことができる。また、



周辺自治体や課題を共有する自治体、ときには異なる特性を持った自治体同士の連携により、効果的なノウハウの共有や施策展開が可能となる。自治体はこうした連携が促進されるような政策を実施すること。

#### 4. 政府による地方分権の推進と、持続可能な社会づくりにがんばる地方への積極的支援

政策実現に向けた”社会モデル”を作ることは、我が国のみならず世界各地での持続可能で発展的な社会づくりに意義を示すものに成り得る。そのため特に次の点について、政府に提言する。

1. 国及び都道府県の権限をその財源とともにできる限り市区町村に移管するために、政府は、国、都道府県、市区町村、NPO、学識者をメンバーとする検討会議を早急に立ち上げる。また、その検討と運営にあたっては徹底した情報開示と市区町村や住民の意見を幅広く取り上げることを原則とすること。併せて、政府は、地域創生を実現するために、税制の根本的改革と東京一極集中を抜本的に是正するための検討会議を同様に立ち上げる。
2. 持続可能な社会づくりに向け、自らの責任と判断により地域資源を活用した産業振興、地域経済活性化、環境のまちづくり等に積極的に取り組む自治体及び環境NPOに対して、政府は積極的な支援を行うとともに、意欲ある自治体同士の連携を促進する基盤整備を行うこと。併せて、政府は、幼児からの環境学習とESDを積極的に取り組む自治体及びNPOに対して、その自発性を尊重しながら制度的、財政的な支援を強化すること。
3. 地域が主体的にかつ優先的に地域の再生可能エネルギーを活用し、地域経済の活力を取り戻すと同時に災害への備えもすすめ、もって気候変動防止に資するために、政府は、高い再生可能エネルギー導入目標の設定、関連する法的整備、社会システムの構築、財政的支援など大胆な政策資源の投入を積極的に行うこと。
4. 地域主体の雇用促進やまちづくりに結び付いた再生可能エネルギーの活用が、電力系統強化の遅延等の社会的な取り組みの遅れにより阻害されないように、政府は、電力会社まかせにせず電力系統の公平な運用をする仕組みを構築すること。また系統運用の技術の革新を図るとともに、系統を流れる電力量や発電種別の発電量等の電力に関する情報開示が行なえるように、基盤整備を早急に行うこと。

2014年12月5日

環境首都創造ネットワーク

環境首都創造ネットワーク（2014年11月30日現在 17自治体 7専門家 16NGO）

参加団体・代表者一覧

##### ■自治体 17自治体

北海道 ニセコ町 町長 片山健也  
長野県 飯田市 市長 牧野光朗  
静岡県 掛川市 市長 松井三郎  
静岡県 磐田市 市長 渡部修  
愛知県 新城市 市長 穂積亮次  
愛知県 安城市 市長 神谷学

愛知県 設楽町 町長 横山光明  
岐阜県 多治見市 市長 古川雅典  
京都府 京丹後市 市長 中山泰  
兵庫県 宝塚市 市長 中川智子  
奈良県 生駒市 市長 山下真  
奈良県 奈良市 市長 仲川げん  
奈良県 斑鳩町 町長 小城利重  
鳥取県 北栄町 町長 松本昭夫  
愛媛県 内子町 町長 稲本隆壽  
山口県 宇部市 市長 久保田后子  
熊本県 水俣市 市長 西田弘志

■研究者・機関 7機関 7人

京都大学大学院経済学研究科 教授 植田和弘  
京都大学名誉教授、地球環境戦略研究機関 (IGES) シニア・フェロー 松下和夫  
京都大学大学院工学研究科・交通政策研究ユニット 教授 中川大  
龍谷大学政策学部 教授 白石克孝  
循環社会システム研究所 代表、京都大学名誉教授 内藤正明  
総合地球環境学研究所 研究員 増原直樹  
一橋大学大学院経済学研究科 准教授 山下英俊

■NGO 16団体

FoE Japan (東京都) 理事 瀬口亮子  
環境エネルギー政策研究所 (東京都) 理事・主席研究員 松原弘直  
環境文明 21 (東京都) 共同代表 藤村コノエ  
環境自治体会議環境政策研究所 (東京都) 所長 中口毅博  
かながわ環境教育研究会 (神奈川県) 代表 渡邊敦  
ふるさと環境市民 (神奈川県) 副代表 安藤多恵子  
川崎フューチャー・ネットワーク (神奈川県) 代表理事 三枝信子  
南信州おひさま進歩 (長野県) 代表理事 松江良夫  
中部リサイクル運動市民の会 (愛知県) 副代表理事 和喜田恵介  
環境市民 (京都府) 代表理事 すぎ本育生  
気候ネットワーク (京都府・東京都) 理事・事務局長 田浦健朗  
公益財団法人公害地域再生センター (大阪府) 理事・事務局長 藤江徹  
未来の子 (広島県) 共同代表 大西康史  
くらしを見つめる会 (高知県) 代表 内田洋子  
環境ネットワークながさき塾 (長崎県) 代表 宮原和明  
環境ネットワークくまもと (熊本県) 代表理事 宮北隆志

## COP21 に際し、気候変動問題に対して真摯な取り組みを求める社会提言

### Social Proposal to Request for Sincere Efforts toward Climate Change on the Occasion of 21st Conference of Parties (COP21) of United Nations Framework Convention on Climate Change

「京都議定書」が COP3 で採択されて 18 年が経過し、本年 11 月 30 日からパリで開催される COP21 では、2020 年以降の新しい枠組みに合意することを目指しています。しかしこの間、気候変動の脅威は次々と現実のものとなり、世界各地で異常高温、干ばつ、豪雨と大洪水、猛烈な台風、山火事などが頻発するようになりました。その人的被害、生物多様性や食糧生産、水資源等への悪影響も増加の一途をたどっています。

18 years has passed since the adoption of Kyoto Protocol at the Conference of Parties 3 (COP3). In COP 21 to be convened from 30th of November in 2015, it is aimed to agree on the new framework after 2020. However, during this period, the threat of Climate Change has become real in our lives, and unusual high temperature, drought, excessive precipitation, catastrophic flood, violent typhoon, wildfire amongst others have occurred frequently. The adverse effects on humans, biodiversity, food production as well as water resources amongst others have been going from bad to worse.

IPCC の第 5 次評価報告書には、厳しい影響予測とともに、産業革命以降の世界の気温上昇を 2°C 未満(1.5°C との意見も)に抑えるための「多様な排出削減の道が存在すること」、それを「制約するのは意志の欠如だ」と明記し、世界各国政府に更なる真剣な取り組みを求めています。

IPCC Fifth Assessment Report clearly says that “there are various paths to reduce the emissions” in order to maintain the world’s temperature increase below 2°C (or 1.5°C, according to other opinions) compared with the industrial revolution level as well as that it is “a lack of wills to constrain them.” Hereby, it requests each government in the world to make further sincere efforts.

「パリ合意」にむけて、各国・地域が 2025 年/2030 年の新たな温室効果ガスの削減目標案を国連に提出しています。例えば EU のように IPCC の科学的知見に則り「2030 年までに、1990 年比で少なくとも 40%削減」という高い目標を掲げた国・地域がある一方で、我が国の「2030 年度に 2013 年度比 26 %削減」という目標は消極的に過ぎ、国際社会を失望させました。しかも、90 年比では 18%削減に過ぎないこの目標を達成するため、電源の 2 割を原発に依存するという非現実的なエネルギーミックスを前提としており、原発に依存しない社会づくりを望む多くの地域社会、国民の意思とは乖離しており、あたかも気候変動防止には原発が必要だという間違った考えを国民に抱かせる恐れがあります。

Toward “Paris agreement”, the new proposals to reduce Green House Gases of 2025/2030 made by governments and regions have been submitted to the United Nations. On one hand, for example, like European Union (EU), there are countries and regions that have set their target as high as “at least 40% reduction compared with 1990 level” based on the scientific knowledge of IPCC, but on the other hand, our country’s too negative target of “26% reduction by 2030 compared with FY 2013 level” disappointed the international community. What is more, in order to achieve this target of only 18% reduction compared with 1990 level, Japan is based on the premise of the unrealistic energy mix dependent on nuclear power as electric power source for 20%. This shows that there is a large gap between the policy direction and

local communities' and citizens' wills which seek to build a society not dependent on nuclear power generation. This may cause a fear that national citizens may have a wrong understanding that nuclear power generation is necessary in order to prevent climate change.

国際社会、世界各国政府、自治体、企業、そして人々が、温室効果ガス削減に対して高い目標を掲げ、気候変動に対して体系的かつ真剣な取り組みを行なわないと、さらなる大きな災害が世界中で頻発することになり、ひいては戦争・紛争の原因となり、経済にも大きな悪影響を及ぼし、人類の未来を危うくしかねません。

It is necessary that international community, national governments in the world, local governments, companies as well as people set a high target to reduce Green House Gases for tackling with climate change issues systematically and earnestly, otherwise, further excessive disasters would occur frequently, which might lead to their becoming the sources of wars and conflicts. Of course, this will bring about a large scale of adverse effects on the economies. All of these might endanger the future prosperity of human beings.

人類社会に、問題解決を先送りする余地はありません。それは未来世代と地球のあらゆる生命に対しての責任を放棄することになります。

For our human society, there is no time left to postpone the solutions of such problems. If postponed, it will mean the abdication of responsibility for future generations and all the lives on the Earth.

本ネットワークに参画する自治体、環境 NGO、専門家は、これまでに、各々が率先的に行動するとともに、「日本の環境首都コンテスト」等で切磋琢磨し、また協働で気候変動問題に取り組んで来ました。私たちは、持続可能で豊かな社会を地域から構築することを目標として、さらに積極的に政策展開と活動を協力して行うとともに、COP21 に際して締約国会議に参加されるすべての政府、機関及び日本政府と日本社会に向けて提案します。

Each of local governments, environmental NGOs, experts that are participating in this network have positively taken initiatives so far, and enjoyed friendly competitions such as “Eco-Capitol Contest in Japan ” amongst others, as well as learned and improved a lot. And with this, we have collaborated to tackle with climate change. As a goal to build a sustainable and affluent society from the local level, we will cooperate in policy development and activity more positively, and propose toward all the governments and organizations, as well as Japanese government and Japanese society, which are participating in the Conference of Parties on the occasion of COP 21.

[私たちが率先して行うこと、および日本の地域社会、NGO、専門家に対して]

**Our initiatives and For Japanese local communities, NGOs as well as Experts:**

**1 地域社会が率先的に気候変動防止政策・活動を展開しリードすること**

**1.The local communities will take the leadership in the developments of climate change prevention policies and activities.**

a 自治体、NGO、専門家は、住民や地域の事業者とも協働して、地域主体の再生可能エネルギー、省エネルギー活動を推進するとともに、気候変動を防ぐ、そして「環境」「経済」「社会」の3要素が揃った持続可能で豊かな地域社会づくり、人づくりに力を注ぎます。

a. Local governments, NGOs, experts will collaborate also with local citizens and private entities to promote renewable energy initiated by local actors as well as energy conservation activities, at the same time, to make all the efforts to develop a sustainable, affluent, local community as well as human resources with three integral elements of “Environment,” “Economy” and “Society” to prevent climate change.

b 自治体と NGO、専門家は、地域の特性を活かした政策と活動を展開するとともに、互いに協力し、切磋琢磨する自立したネットワーク活動を推進します。

b. Local governments, NGOs, experts will develop the policies and activities making the most of the local attributions and promote the independent network activities that each will cooperate and compete to learn from each other.

c 自治体は、地域における気候変動防止を計画的に進めるため、行政区域全体における地球温暖化防止実行計画やエネルギービジョンの策定に取り組みます。

c. Local governments will work on the formation of global warming preventive action plans and energy visions in their administrative districts as a whole in order to carry out, in a planned manner, climate change prevention at the local level.

d 自治体は、住民間交流を進め、互いの地域の特性を活かした活動や自治体の政策に対し、相互に協力し、持続可能性を高める取り組みを推進します。

d. Local governments promote exchange communication among their local citizens, and cooperate mutually on the activities as well as local governmental policies, which are designed to make the most of the local attributions. With this, they will promote the efforts to enhance the sustainability.

e NGO は、創意工夫を凝らし地域社会における気候変動防止活動に自治体、専門家と連携して取組むとともに、そのネットワークを活かし世界及び日本各地の活動や政策の交流を進めます。併せて、気候変動問題に関する国際交渉、科学的知見、世界で起こっている異常気象とその影響について、分かりやすく多くの地域と人々に伝えます。

e. NGOs will collaborate, with local governments and experts, to play an active role in climate change prevention activities at local community level with originality and ingenuity, at the same time, to promote exchanges of activities and policies both in the world and within Japan by making the most of their networks. Together with this, NGOs will communicate with local citizens as many as possible, in understandable and concise ways, on international negotiation, scientific knowledge on climate change as well as abnormal weather and its impacts that are occurring in the world.

[日本政府に対して]

**For Japanese Government:**

**2 日本政府は自治体、NGO と協働して、気候変動問題にもっと真摯に取り組むこと**

**2. Japanese government should make sincere efforts on climate change in collaboration with NGOs.**

a 日本政府が国連に提出した「2030 年度に 2013 年度比 26%削減」という目標値は、科学的知見及び公平性からみて極めて不十分であると指摘が国内外からなされている。政府は、2050 年に 90 年比 80%削減という長期目標を実現するために、さらなる削減が可能となるように総合的な政

策を自治体、NGO と協働で展開すること。

a. It is pointed out both domestically and internationally that the target of 26% reduction by FY 2030 compared with 2013 level, which Japanese government submitted to United Nations, is extremely insufficient in terms of scientific knowledge and fairness. Government should develop its comprehensive policy that enables further reduction in order to realize the long-term target of 80% reduction by 2050 compared with 1990 level, in collaboration with local governments and NGOs.

b 日本政府は、化石燃料に依存しない社会、脱原発社会、そして低エネルギー消費社会を実現するために、自治体、NGO、社会的責任を明確にした事業者との協働で、次のような抜本的な政策転換を行うこと。

b. In order to realize a society not dependent on fossil fuels, a non-nuclear power society, and low-energy consumption society, in collaboration with local governments, NGOs, and private entities clarifying their social responsibilities, Japanese government should make a fundamental change in policy as:

1)地域毎に省エネルギーや再生可能エネルギー導入の野心的な目標を定め、地域で創るエネルギーを地域で消費できる仕組みを積極的に取り入れるための技術的、財政的支援(適切な投資の誘導策を含む)を行うこと。地域資源の地域の優先利用を住民の権利とする「地域環境権」の法的位置付けを明確にすること。

1) Japanese government should set the ambitious targets by introducing energy conservation and/or renewable energy for each area as well as support technologically and financially in order to introduce the mechanisms that enable local production and consumption of energy in such areas, including appropriate policies to attract investments. For this, Japanese government should clarify the legal position of “The Right to Local Environment” which entitles local communities to have priority use of local resources as residents’ right.

2) 国内の工場、オフィス、自治体の庁舎・施設等において省エネルギーを進めるため、最高効率の機器・設備の導入を可能とする法制度、補助金制度等を整備すること

2) In order to promote energy conservation in domestic factories, offices, facilities for local governments, Japanese government should develop necessary legal systems and subsidy systems amongst others, that enable to introduce the most efficient devices and facilities.

3)自治体が認定する地域が主体的に行なう再生可能エネルギーの利活用事業に対しては、地域コミュニティを含む持続性を高めるために、その事業で受けるべき利益が地域に還元されるように法制度を整備すること。

3) For the projects utilizing renewable energy, which are initiated by local communities approved by local governments, in order to enhance the sustainability including local communities, Japanese government should develop the legal system that enables to return the profits that such projects should receive to local communities.

4) 来年度からの電力やガス及び熱供給の全面自由化を受け、自治体、住民、事業者が持続可能なエネルギーを選択する権利を適切に行使できるように、社会的な仕組みづくりと情報開示を進めること。

4) Responding to the total liberalization of the provision of electricity, gas as well as heat from

the coming year of FY 2016, Japanese government should carry out social mechanism building and information disclosure, so that local governments, citizens, and private entities can exercise their rights to choose sustainable energies appropriately.

c 日本政府は、地域社会において気候変動防止政策、活動が自主的に推進できるように、制度、財政面において必要かつ積極的なサポートを実施すること。

c Japanese government should make her necessary and positive supports institutionally and financially, in order to promote climate change prevention policies and activities in local communities voluntarily.

[COP21 に参加するすべての政府、機関に対して]

**For all governments and organizations participating in COP21:**

**3 気温上昇を 2°C未満に抑える枠組みと責任を明確にした「パリ合意」を**

**3. “Paris Agreement” which clarified the framework and the responsibility to maintain the temperature rise below 2°C is essential.**

a 世界各国・地域が提出した約束草案の削減目標を全て達成しても、今世紀末までに産業革命以降の世界の気温上昇を 2°C未満に抑えることは不可能であるという分析が、国際的な研究機関から出されている。世界の全ての政府・地域は、自国の短期的な利益に固執することなく、気温上昇を 2°C未満に抑えるための道筋を明確につける「パリ合意」を成し遂げ、人類と地球の未来に責任を果たすこと。

a. International research institutions reported on their analysis that even though all the states and regions of the world achieved the total reduction targets shown in the draft commitment, it is still impossible to maintain the temperature rise below 2°C by the end of this century, compare with the level of industrial revolution. All the governments and regions of the world should not persist to their short-term interests, and should achieve to reach the “Paris Agreement” which illuminate the path to maintain the temperature rise below 2°C. All the governments and regions of the world should fulfill their responsibilities for the future of human beings and the Earth.

b 「パリ合意」には、将来世界各国がその努力水準を引き上げていくための仕組みとして、5 年毎の評価・検証サイクルの設置を含むこと。

b. “Paris Agreement,” as the mechanism for each country of the world to raise the standards of the efforts in the future, should include the establishment of an assessment and verification cycle for every 5 years.

c COP21 等の世界規模の議論と合意形成が必要とされる会議においても、政府のみならず、世界全ての自治体、NGO が、これまで以上に議論や合意形成に参画できる仕組みと機会を実現すること。

c. The mechanisms and the opportunities which enable, more than ever before, not only governments but also all the local governments and NGOs in the world to participate in discussions and consensus-buildings in such conferences as to require world-scale discussions and consensus-buildings, like COP 21 amongst others, should be realized.

2015 年 10 月 26 日 鳥取県北栄町にて

On 26th of October, 2015, in Hokuei-cho, Tottori Prefecture

## 環境首都創造ネットワーク

### Japan Network for Creating the Capital of Sustainability

#### 【自治体】

安城市 市長 神谷 学  
飯田市 市長 牧野 光朗  
斑鳩町 町長 小城 利重  
生駒市 市長 小紫 雅史  
内子町 町長 稲本 隆壽  
宇部市 市長 久保田 后子  
掛川市 市長 松井 三郎  
京丹後市 市長 中山 泰  
設楽町 町長 横山 光明  
新城市 市長 穂積 亮次  
宝塚市 市長 中川 智子  
多治見市 市長 古川 雅典  
奈良市 市長 仲川 げん  
ニセコ町 町長 片山 健也  
北栄町 町長 松本 昭夫  
水俣市 市長 西田 弘志

#### 【研究者】

京都大学大学院経済学研究科 教授 植田 和弘  
京都大学名誉教授、地球環境戦略研究機関 (IGES) シニア・フェロー 松下 和夫  
京都大学大学院工学研究科・低炭素都市圏政策ユニット 教授 中川 大  
龍谷大学政策学部 教授 白石 克孝  
循環社会システム研究所 代表、京都大学名誉教授 内藤 正明  
総合地球環境学研究所 研究員 増原 直樹  
一橋大学大学院経済学研究科 准教授 山下 英俊  
独立行政法人国立環境研究所 社会環境システム研究センター 主任研究員 藤野 純一  
立命館大学経営学部 教授 ラウパッハ・スミヤ ヨーク

#### 【NGO】

環境エネルギー政策研究所 理事、主席研究員 松原 弘直  
FoE Japan 副代表理事、事務局長 三柴 淳一  
環境自治体会議環境政策研究所 所長 中口 毅博  
環境文明 21 共同代表 藤村 コノエ  
ふるさと環境市民 副代表理事 安藤 多恵子  
かながわ環境教育研究会 代表 渡邊 敦  
川崎フューチャー・ネットワーク 代表 三枝 信子  
南信州おひさま進歩 代表理事 松江 良夫  
未来の子 共同代表 大西 康史



## 環境首都を目指す自治体全国フォーラム等において同意した社会提言等

中部リサイクル運動市民の会 代表理事 永田 秀和

地域の未来・志援センター 理事 萩原 喜之

公益財団法人公害地域再生センター 理事、事務局長 藤江 徹

環境市民 代表理事 すぎ本 育生

気候ネットワーク 理事、事務局長 田浦 健朗

くらしを見つめる会 代表 内田 洋子

環境ネットワークくまもと 代表理事 宮北 隆志

環境ネットワークながさ塾 代表 宮原 和明